
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 188

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X //

- 1・2019年3月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～小学生の運転する自転車事故における損害賠償請求
- 3・交通事故の裁判事例～駐車場で精算機損壊事故による営業損害を認定
- 4・今日の朝礼話題～バック時は絶対に油断しない
- 5・【新発売】教育用冊子「ドライバー失格！危険・迷惑運転」
- 6・【好評発売中】教育用DVD「一人でできる日常点検」

// //

★3月前半の安全管理ごよみ

◆1日（金）～7日（木）

——車両火災予防運動〈春季全国火災予防運動〉（消防庁・国土交通省）

◆1日（金）～31日（日）

——自殺対策強化月間

◆3日（日）

——運行管理者試験（平成30年度第2回試験）

◆7日（木）

——消防記念日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2019/02/08/kongetsu-untenganri-mar-2019/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第66回「小学生の運転する自転車との事故における損害賠償請求」

【質問】

歩道を歩いていたら小学生の運転する自転車に追突されて怪我をしました。おかげで大切な商談をフイにしてしまったのですが、加害者である小学生の親に損害賠償請求はできますか？

【回答】

交通事故が起きた場合、交通事故の加害者は被害者に対してその生じた損害を賠償しなければなりません。

自転車による事故の場合には運行供用者責任は生じませんが、民法上の不法行為責任は生じますので、損害賠償請求の問題になります。

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/houritsu-66-jitensyasekinin/>

■交通事故の裁判事例

今回は、駐車場の料金精算機を損壊させた事故で、休業した期間の営業損害が争われた事例を取り上げます。

『駐車場の営業損害について工事着工までの不必要な期間を除いて認定』

【事故の状況】

平成26年3月12日、Aは普通車を運転して川崎市高津区の駐車場から出ようとしたところ、前方不注視等により料金精算機等に衝突し、駐車場入口ゲート、料金精算機等を損壊させました。

駐車場の所有者のBは、6月20日に料金精算機が修理回復されるまでの102日間休業せざるをえなくなり、その間の営業損害が発生した、また3か月以上休業していたため営業再開後も利用客が回復しなかったとして、その間の売上減少分の損害賠償も求めました。

これに対して、Aは料金精算機を撤去して警備員を配置すれば駐車場の営業は可能であり、仮に休業の必要性が認められるとしても、Bは工事の発注を遅らせるなどしており、その間の営業損害は認められないと主張しました。

【裁判所の判断】

「Bが警備員を配置して駐車場の営業を継続することには経済的合理性が認めがたいため、休業の必要性は認められる」

「Bが正式な見積書の作成に必要な事故現場の調査に赴いたのは事故が発生してから22日経過後であり、さらに新たに設置予定の料金精算機の現物を確認するために別の駐車場に赴いたのはその21日後であり、正式な見積書作成までに44日間を要している」

「また、Aの保険会社が委託した調査会社に見積書をファックスしたが、料金精算機の仕様書がほしい旨を伝えられてから6日経過後に連絡していることなどから考慮すると、休業期間は101日から上記期間の半分の22日とこの6日の期間を除いた73日間とするのが相当である」

「営業利益日額については、過去3年の同時期（3月から6月まで）の売上合計額を日数割をしたうえで、1日当たりの変動経費を控除して算定するのが相当であり、その額は約6万3,900円となる」

とし、73日分の約466万円を営業損害として認定しました。

また、営業再開後の営業損害については、営業再開後の減収分が事故によるものとは直ちに認められないとして、認めませんでした。

（東京地裁 平成29年1月18日判決）

■今日の朝礼話題

『バック時は絶対に油断しない』

スーパーなどの大規模店舗の駐車場などで、バックするときに歩行者などと衝突する事故がなかなか無くなりません。

その最大の要因は、駐車場内ではほとんどスピードが出ていないということと、他の車や歩行者が少ないという油断から来ていると思います。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2019/02/20/tw-back-yudan/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】教育用冊子「ドライバー失格！危険・迷惑運転」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円（1セット〈5冊〉・税別・送料実費）

近年、交通事故は減少傾向にあるものの、他の車をあおって危険を生み出したり、運転中のスマートフォン操作によって重大事故を引き起こすなど、ドライバー失格といえる行為が増加しており、罰則も厳しく適用される傾向にあります。

本書は、まず無意識のうちに危険迷惑運転をしていないかをチェックしていただき、その結果で各危険迷惑運転の解説ページへ進むと、事故事例や罰則が紹介されており、行為の重大性が理解できます。

また、危険迷惑運転を防ぐための運転のヒントも掲載していますので、今後の安全運転にご活用いただけます。

【詳しくはこちら↓】

<http://ur0.link/w65J>

■ 【好評発売中】 教育用DVD 「一人でできる日常点検」

※仕様 カラー 17分

※価格 37,000円（税別・送料無料）

※監修 丸山利明（TM安全企画代表）

トラック事業者は、常に安全で確実な輸送が求められています。日常点検を怠り、運行途中で故障などを起こすと会社の信用失墜を引き起こすだけでなく、大きな事故のリスクも高まります。

本DVDでは、毎日欠かすことのできない日常点検を、効率的かつ確実に行うことができる方法を紹介しています。

一人で実施でき、短時間で終わるため、毎日無理なく実行できる方法を理解していただくことができます。ぜひ日々の点検の参考にしてください。

【詳しくはこちら↓】

<http://u0u1.net/NEMb>

【ほか、多数の教育用DVDの取扱いがございます↓】

<https://goo.gl/QFMfVF>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成31年2月20日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

